

# 戸籍バックアップ サーバの民間データ センター設置

## 自治体情報

人 □ 54,072人

標準財政規模 15,243,000千円

担当課 福島県 喜多方市 市民部市民課

電話 0241-24-5225

ホームページ <http://www.city.kitakata.fukushima.jp/>

事業期間 平成20年度から

参考とした施策

関係施策分類

## 施策の概要

### 1 取り組みに至る背景

戸籍法第8条、戸籍法施行規則第7条の規程により戸籍簿、除籍簿（電算化されたデータを含む。）は市庁舎に備えるものとされ、自然災害等の事変（以下、「災害等」という。）を避ける目的以外での庁舎外持ち出しを禁止している。

これは、戸籍が極めて高度な個人情報を含んでいるための措置である。

戸籍簿等が災害等で滅失してしまった場合、これを再製しなければならず、通常は法務局に保管されている副本から再製するが、電子化データであっても、この再製作業には相当な時間を要し、国民の親族的身分関係を登録、公証する戸籍事務に多大な影響を及ぼすことは避けられない。

よって、予測不可能な災害等による被害を回避するための施策として、戸籍サーバ全般を庁舎外に設置することを検討したが、戸籍法等既存の規制が大きな課題となっていた。

3度に渡り特区提案した結果、既存の規制の範囲内でバックアップサーバを庁舎外に設置することが可能であるとの判断から、管轄法務局との協議検討を行い、電算化データの安全性向上に繋がる施策として事業を実施したものである。

### 2 事業内容（目的・目標・方策）

予測不可能な災害等による戸籍事務への多大な影響を避けることを目的として、規制を緩和する構造改革特区の提案に取り組んできた。

市庁舎のマシン室に設置していた戸籍バックアップサーバを、法務省から示されたセキュリティ等の基準を満たし、高度な耐震・耐火性等を備えた民間事業者のデータセンター（以下、「IDC」という。）へ設置した。

※構造改革特区に提案（第5次、第6次、第11次）

※平成20年3月21日 国（法務省）に運用方法の可否について照会

※平成20年3月28日 国（法務省）より認容する旨の通知

※平成20年12月1日 事業実施

### 3 施策の開始前に想定した事業効果

電子化された戸籍データを災害等から未然に防ぐため、これまで同一の施設内に設置していた戸籍メインサーバとバックアップサーバのうち、後者をよりセキュリティレベルの高い IDC に置くことで、安全性が確保され、戸籍制度に対する信頼性が向上し、事務運用効率の向上にもつながる。

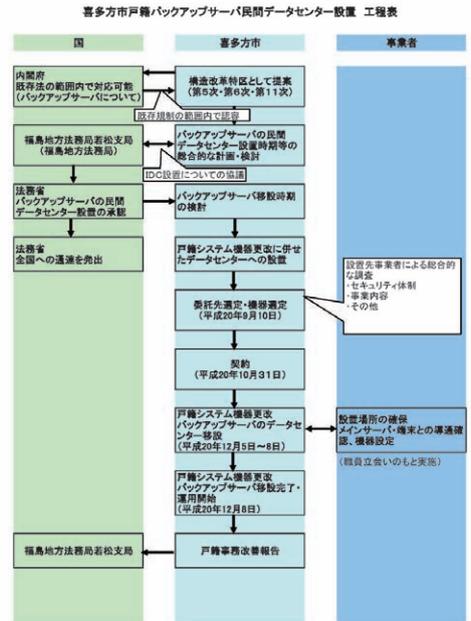
### 4 導入にあたり工夫・苦勞した点、課題、対処法など

事業実施前、サーバ類は市庁舎のマシン室内に設置していたので、万が一メインサーバがダウンした際でも住民サービスの低下とならないよう、短時間でバックアップサーバに切り替えることができた。

事業実施により、バックアップサーバを IDC に設置することで、安全性は飛躍的に向上したが、メインサーバがダウンした際の対処方法が課題となった。

法務省の認容基準では、IDC に設置することはできても、サーバラックの管理は市で行うこととされ、バックアップサーバが格納されたラックを市職員以外の者が開けることは出来ない。

メインサーバのダウンから復旧までの間、住民サービスの低下は避けなければならないため、市情報政策課、戸籍システムの開発メーカー等関係機関と検討し、本庁舎から遠隔でサーバ切り替えることができるソフトを導入することで、課題を解消した。



### 5 現在の成果・実績、今後の展開など

「3 施策の開始前に想定していた事業効果」のとおり成果が得られている。今後は、メインサーバの庁舎外設置についても関係機関等と検討し、更なる安全性の確保に努めていきたい。

#### 予算関連データ 喜多方市

総額 ①～⑤の計		財源内訳(財源区分:①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
683千円		0千円	0千円	0千円	0千円	683千円
①～④の名称・所管等	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					

※戸籍統合システム機器更改に併せて事業実施したため、機器設定費用・移送費用等は発生せず、ハウジング費用のみ。